

ピックス

改めて太宰府市政正常化への道のりを振り返ってみました

市政正常化の第一段階となる市議会議員選挙が昨年の平成29年12月3日に行われ、新たな議会が編成されました。市政の健全化と安定に向けて、太宰府市議会は全力で取り組んでまいります。そこで、道半ばの市政正常化への道のりを、改めて振り返ってみました。

●平成29年6月19日

市長問責決議 全会一致で可決

芦刈市長の第一の公約である「中学校完全給食」の突然の断念宣言や、国の通達文書の不適切な取り扱いに関する、第三者委員会の設置方針の撤回等、不適当な言動に対して芦刈市長への問責決議を可決しました。

●平成29年9月26日

市長辞職勧告決議 賛成多数（16対1）で可決

6月議会で全会一致の問責決議が可決し、芦刈市長自身も反省の弁を述べられ、新しい市政が始まるものと期待した矢先のことでした。

副市長の解任をはじめ、議会が否決せざるを得ない内容の議案の上程等、市政の混迷はさらに深まり辞職勧告の決議に至ります。

全議員において、問責決議から辞職勧告決議に至る背景と真相を、「議会リポート」として取りまとめ、議員で手分けして全戸に配布しました。

●平成29年10月27日

市長不信任決議 全会一致で可決（地方自治法第178条）

辞職勧告決議の可決後、辞職の意思がないことを芦刈市長に確認しました。市議会は、市政の健全化と安定を早期に図るために、芦刈市長に対する不信任決議を全会一致で可決しました。

※最初の不信任決議は、議員数の2/3以上の者が出席し、3/4以上の同意での特別多数議決となります。

●平成29年10月30日

市議会解散（地方自治法第178条第1項）

不信任決議が可決されると、市長は自ら辞職するか、議会を解散するかを決断することになります。そして、芦刈市長は議会を解散しました。

●平成29年12月3日

市議会議員選挙

12月3日に市議会議員一般選挙が執行され、新たな議会が編成されました。（投票率42.18%）

●平成29年12月12日

市長不信任決議 全会一致で可決、芦刈市長失職（地方自治法第178条第2項、第3項）

新たに編成された議会において、市長の不信任決議を再度可決しました。議決結果は芦刈市長に通知され、芦刈市長は失職することになりました。

※2度目の不信任決議は、通常の過半数議決で可決となります。

●平成30年1月28日

市長選挙



投票による表決の様子

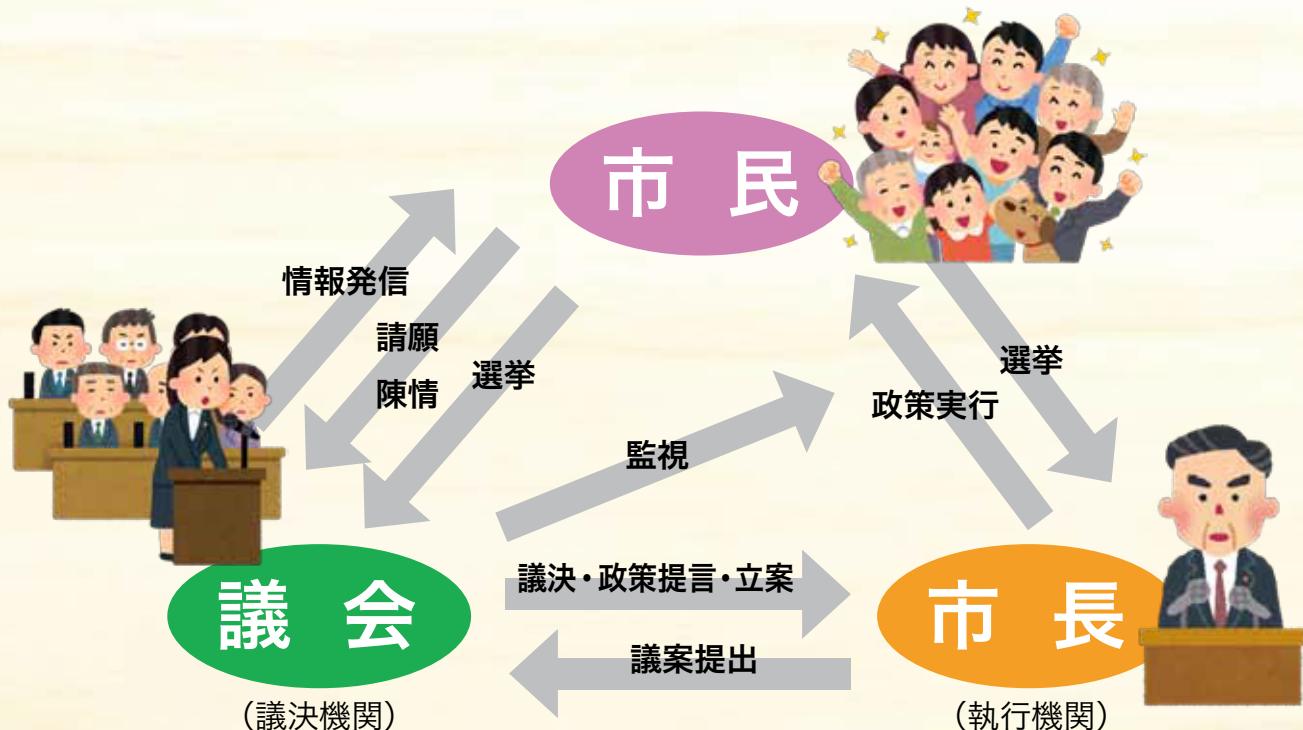
市議会の役割

地方公共団体には、議決機関としての議会があり、その決定に基づいて実際に仕事を行う執行機関としての市長がいます。そして市民が選挙で直接、市議会議員と市長を選びます。

市長は、施政の方針や重要な事項を議案として市議会に提案し、市議会は提案された議案について審議・議決します。その決定に従って、市長が実際に施策を実行します。

また市議会は、執行機関が適正に仕事を行っているかを監視するとともに、議会だより等により情報発信を行っています。

このように、市議会と市長は、お互いにけん制し合うとともに、調和を図りながら、よりよい市政の実現に努めています。



生の議会を見てみませんか

①本会議・委員会の傍聴

本会議・委員会は原則として公開されており、傍聴することができます。

傍聴を希望される方は、本会議・委員会の当日、傍聴者受付票を記入の上ご入室ください。

●本会議

本会議場（市役所5階）一般席51席、車いすスペース4席

●常任委員会・特別委員会

全員協議会室（市役所5階）一般席12席

②インターネット議会中継

市議会本会議の生中継や録画中継を、ホームページで配信しています。

スマートフォンやタブレット、パソコンなどで気軽にご覧いただけます。

なお、次回3月定例議会の日程を39ページに載せておりますので、ご参照ください。